

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
 氏 名 早来工営株式会社
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 小松稔明

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一

許可の年月日 令和5年 4月27日
 許可の有効年月日 令和12年 4月26日

許可証確認用
 複写及び他の使用目的は無効です

鹿児島県

知事印

1 事業の範囲

別表のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）
 なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

変更届出	平成13年7月5日	住所を「北海道石狩市新港中央3丁目750番6」から「神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号」に変更
変更届出	平成14年6月24日	住所を「神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号」から「神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号」に変更
更新許可	平成18年4月27日	
更新許可	平成23年4月27日	
更新許可	平成28年4月27日	
優良認定	平成28年4月27日	
更新許可	令和5年4月27日	
優良認定	令和5年4月27日	
変更届出	令和6年4月30日	住所を「神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号」から「北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

鹿
児
島
県

(別表)

事 業 の 範 囲	
収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）	
取り扱う産業廃棄物の種類	
廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物
廃アルカリ	水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物
汚泥	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物
備考 「優良」の表示は、産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。	

認印